

重点措置区域である県等においては、催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた取組の留意事項を示すので、関係各府省庁及び各都道府県においては、必要な協力・周知等を実施されたい。

が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけ
ること。

8) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等
(中略)

(職場への出勤等)

- 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。

事務連絡
令和3年4月16日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる
「ゴールデンウィーク」に向けた取組等に係る留意事項等について

今般、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県（以下「4県」という。）
を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。
以下「法」という。）第31条の4第1項に基づくまん延防止等重点措置を
実施する等のため、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部
において法に基づく適正な運用がなされるよう、令和3年4月1日付
け事務連絡に加え、下記のとおり、4県における催物の開催制限、施設の
使用制限、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた取組等に係る留意事
項等を示す。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、イ
ベント開催時の必要な感染防止策は別紙2のとおり。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を
見直す場合がある。また、まん延防止等重点措置終了後の取扱いにつ
いては、別途通知する。

記

1. 4県における催物の開催制限

（1）催物の開催制限の目安等

- 5,000人を上限とすること。
- 上記人数要件に加え、収容率の目安として、令和2年11月12日付け事務連絡1.（1）②のとおり取り扱うこと。なお、大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又

- なポイント（例えば、アクリル板の設置又は座席間隔の確保、食事中以外のマスク着用の推奨、手指消毒の徹底、換気の徹底）等に留意し、自己点検の実施を促すこと
- 措置区域では、基本的対処方針三（3）7）のとおり、原則として全ての飲食店等に対して実地に働きかけを行うこととされているところ、特に、GW中に多数の来客が予想される店舗を優先的に見回り調査を実施すること
- その他の地域でも、基本的対処方針三（3）8）及び令和3年3月29日付け事務連絡のとおり、都道府県による飲食店における感染症対策の見回り調査を行うための体制を構築いただく、又は、既に見回り調査が行われている都道府県におかれては、その継続、必要に応じた強化を求めているところ、ゴールデンウィーク中の感染拡大を防止する観点から、特に、観光地・集客施設周辺の飲食店に対し、優先的な見回り調査等により、感染防止策を強化・徹底すること

（3）イベント・集客施設（遊園地・観光施設等）・伝統行事（お祭り等）

これまでの事務連絡で示した催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項に加え、以下の点に留意し、ゴールデンウィーク期間中など、人の移動が活発化する場合には、不特定多数の密集等で感染防止策が徹底されない場合には、当該期間に急速な感染拡大が生じ得る懸念があることから、各都道府県においては、これまでより慎重な判断・要請を行われたい（別紙4参照）。

- 感染が拡大している地域
 - ✓ 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催の自粛を要請すること
 - ✓ 感染拡大の状況に応じ、開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）や延期・自粛等を要請すること
 - ✓ 開催する場合は後記「その他の地域」で示した感染防止策の徹底を要請すること
- 他の地域
 - ✓ 参加人数の制限の遵守や入場整理（規制入退場、動線管理、雑踏警備等）の強化などにより、密集回避・感染防止策の徹底を要請すること

具体的には、①基本的な感染防止策を徹底すること（マスク着用、手指消毒、換気の徹底、大声禁止、会場での飲食制限な

ど、別紙2に示した感染防止策）、②お祭り等では食べ歩きを控えていただき、持ち帰りを推奨すること、③イベント開催前後の直行・直帰の呼びかけなど、イベント参加前後に感染リスクの高い行動を控えるように強く呼び掛けることなどが想定されるが、こうした取組を通じ、感染防止策の徹底、三密の徹底した回避等を行い、感染拡大防止を図ること。

（4）大規模小売店、商業施設

令和3年4月9日付け事務連絡のとおり、大規模集客施設・商業施設等において、オープニングセレモニーその他の集客活動が行われる場合には、都道府県は、感染状況に応じて、催物の開催制限に係る人数制限、感染防止策の徹底、入場整理等の遵守を適切に要請・指導等することが望ましい旨、周知しているところであるが、これに加え、ゴールデンウィークに向けた取組強化として、各都道府県は、密集を回避する観点から、以下の点を周知・要請されたい（別紙4参照）。

- 感染が拡大している地域
 - ✓ 密集回避・感染防止策を徹底するため、ゴールデンウィーク中の催物・バーゲンセール等は延期・自粛などを要請すること
- その他の地域
 - ✓ ゴールデンウィークの催物・バーゲンセール等は人数制限等、感染防止策の徹底を要請すること

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等（続き）	
⑨ 飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 過度な飲酒の自粛 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩ 参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫ 演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> 有症状者は出演・練習を控える 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる 合唱等、声を発する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提	
⑮ 入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

*上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

ゴールデンウィークに向けた感染拡大防止策への協力のお願いについて

【別紙3】

移動・往来、帰省

- 感染が拡大している地域（首都圏、関西圏、宮城県、沖縄県等）にお住まいの方は、日中を含め、不要不急の外出や移動は避け、近場の外出でも、三密は避けてください。**また、こうした地域との往来については、**延期、自粛、オンライン帰省の活用をお願いします。**
- その他の地域でも、帰省・旅行、不特定多数が集まる場（イベント・集客施設等）に行くことは慎重な検討をお願いします（特に発熱等の症状がある方などは厳に控えてください）。**
- どうしても帰省する必要のある場合は、帰省までの間、感染リスクが高い場所に行くことを控え、大人数の会食を控えるなど、高齢者への感染につながらないように注意をお願いします（※）。**
- (※) 手指消毒やマスク着用の徹底、大声を避ける、十分な換気を行う、対人距離を確保する等、**基本的な感染防止対策の徹底**

ゴールデンウィーク中の同窓会をはじめ、会食する場合には、**できるだけ、家族か、4人まで、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ」工夫の徹底**

ゴールデンウィークに向けた都道府県・事業者への取組強化のお願いについて

ゴールデンウィークに向けて、都道府県・事業者の皆様には以下の取組をお願いします。【別紙4】

飲食店に関連する皆さま

- 飲食店・歓楽街の店舗に対し、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守徹底
- 措置区域では、原則全店舗を実地調査。特に、GW中に多数の来客が予想される店舗を優先的に見回り調査
- その他の地域でも、観光地・集客施設周辺の飲食店に対し、優先的な見回り調査等により、感染防止策を強化・徹底

イベント・集客施設（遊園地・観光施設等）・伝統行事（お祭り等）に関連する皆さま

- 感染が拡大している地域では、感染防止策が徹底されない場合の自粛や、感染拡大の状況に応じ、開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）や延期・自粛等を要請
- その他の地域でも、参加人数の制限の遵守や入場整理の強化などにより、密集回避・感染防止策を徹底

大規模小売店・商業施設に関連する皆様

- 感染が拡大している地域では、催物・バーゲンセール等は延期・自粛などを要請
- その他の地域でも、ゴールデンウィーク中の催物・バーゲンセール等は人数制限等、感染防止策を徹底

ガイドライン確認の際のチェックリスト

確認の手順

- 下記の項目について記載されていることを確認し、ガイドライン中の記載ページ及び行を記載。
- 必須と考えられる事項、○必要ではないが、推奨される事項
- ガイドライン中に記載しない場合は理由を記載。

項目	ページ	行	記載しない理由
① 感染リスクが高まる「5つの場」や特設会場・臨時会場等のマスク着用の義務化の実施 種別のリスク評価及び感染防止策の実施			○複数会場・複数会場・マイクロ商圏感染の経路に応じた感染防止策の検討。 ◎特に、感染リスクが高まる「5つの場」が具体的にどこに該当するのか審査・審議の特性に応じて検討・評議し、その場面に重点を置いた対策を実施。 （検査1）飲酒を伴う飲食会等 （検査2）大人飲みや長時間における飲食 （検査3）マスクなしでの会話 （検査4）狭い空間での会話会話 （検査5）会場所の切り替わり
② マスク着用の促進 チケットの徹底			○マスク着用とチケットを掲示・周知。 飲食会場等マスク着用していない場合は、会場を控える。
③ 大声を出さないことの規範			○大声を控えていただきたい旨の掲示・周知。 ○大音量のBGMは大声での会話を妨げる可能性があるので、BGMの音量を上げすぎないように留意する。
④ 手洗・手指消毒			○こまめな手洗の奨励及びアルコール等の手指消毒装置。
⑤ 消毒の徹底			○施設内共用部（出入口、トイレ、手すり、階段扶手等、Wi-Fi等付帯した可能性のある場所）のこまめな消毒。

12月1日以降の催物の開催制限について、基本的に当面来年2月末まで現在の取扱いを維持し、一部の催物について、収容率の緩和や具体的な感染防止策等を明確化するので、催物開催の目安とされたい。
また、イベント等におけるガイドライン遵守徹底に向けた取組を強化するので、適切な情報連携、PDCA体制の構築等を検討されたい。

事務連絡
令和2年11月12日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

来年2月末までの催物の開催制限、
イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた
取組強化等について

令和2年9月11日付け事務連絡（以下「9月11日付け事務連絡」という。）により通知したとおり、12月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされているが、12月1日以降の催物開催については、当面来年2月末まで、下記のとおりとするので、留意されたい。加えて、イベント等における業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドライン（以下、「業種別ガイドライン」という。）遵守を徹底するため、より一層の取組強化を図ることとするので、留意されたい。

なお、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

記

1. 催物の開催制限

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。具体的には、当面のイベント開催については、開催の目安を以下のとおりとする。この取扱いは、本日の新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論を踏まえ、12月1日から実施する。

なお、来年3月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

（1）催物開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

① 人数上限の目安

9月11日付け事務連絡1.（1）①のとおり取り扱うこと。なお、催物開催に当たっては、別紙1に留意するよう促すこと。

② 収容率の目安

ア) 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

観客間のクラスター等が発生していないことが確認された催物の形態であることを前提に、9月11日付け事務連絡1.（1）②ア）を改め、次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%すること。

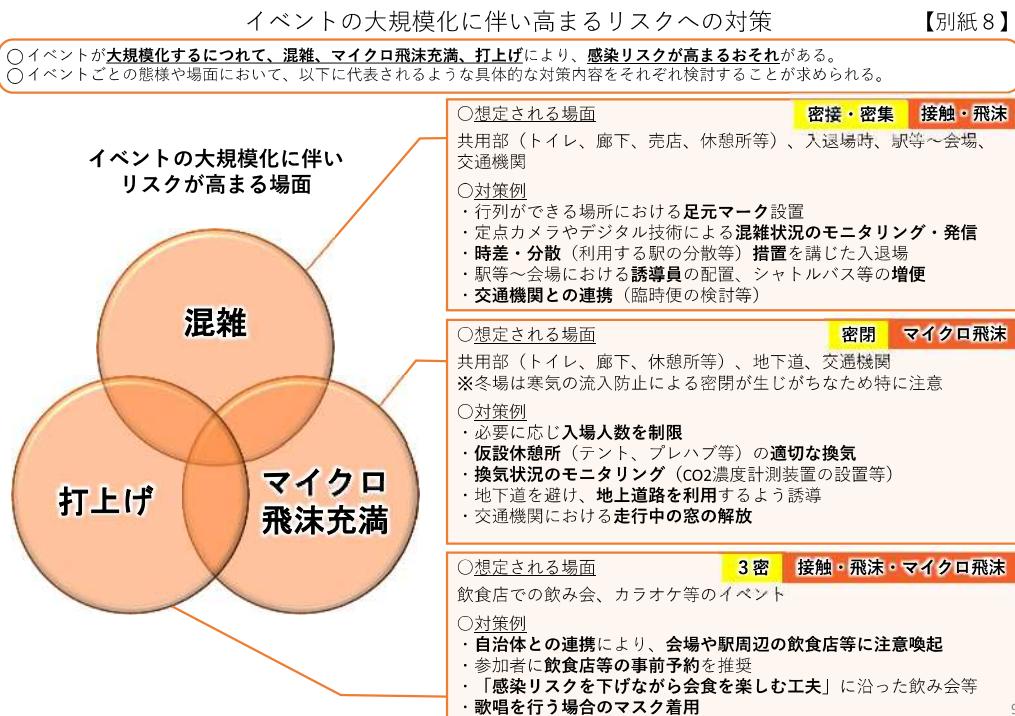
- これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記イ）のとおり取り扱うこと。

- これまでの開催実績を踏まえ、マスクの常時着用、飲食制限等を含め、個別の参加者に対して別紙1に記載した対策の徹底が行われること。
- 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種別ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

また、飲食の取扱いについては、9月11日付け事務連絡別紙2のとおり、マスクの常時着用を担保するため、引き続き、食事を伴うイベントについては、「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」には該当しないものとして取り扱うこととするが、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提としうる催物について、別紙2に記載した条件がすべて担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことができることする。

各都道府県においては、別紙3の例示も踏まえ、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等に係る取扱いについては、引き続き、9月11日付け事務連絡1.（1）②



【別紙10】

寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
○3密を避ける、大声を出さない

『5つの場面』
 場面1：飲酒を伴う懇親会
 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
 場面3：マスクなしでの会話
 場面4：狭い空間での共同生活
 場面5：居場所の切り替わり



2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
窓際開け
(窓を少し開け、室温は18°C以上を目安！)
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により
1000ppm以下(*)を維持
*機械換気の場合。窓開け換気の場合は自安。

3. 適度な保湿（湿度40%以上を目安）

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

I 12月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの人数上限及び収容率要件については、当面来年2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年2月末までの間であっても、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、見直すこともあり得ることとする。
- その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、12月以降、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声・声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。
- これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すこととも可能。また、引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 来年3月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

時期	イベントの類型	収容率
12月1日～ 当面来年2月末まで		<p>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</p> <p>・クラシック音楽コンサート、演劇等、 舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会 等</p> <p>・飲食を伴うが発声がないもの（注2）</p> <p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p> <p>50%（※）以内 (席がない場合は十分な間隔)</p>

注1：人数上限については現行と同様とする。

注2：これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

(※) ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

紙6 「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方」を基に業界団体に周知すること。なお、関係府省庁及び各都道府県は、国民に対して、緊急事態宣言の対象であった地域とそれ以外の地域との間の往来の際にも、これらの事項に留意するよう周知すること。

- ・関係府省庁及び各都道府県は、国民に対して、飲食店を利用する際には、飲食店から求められる感染防止策に協力するよう周知すること。また、飲食店の感染防止策の支援に努めること。
- ・関係府省庁は、飲食店に係る業界団体に対して、業種別ガイドラインの遵守状況を評価し認定する業界団体独自の制度を、専門家とも連携の上で、構築するよう働きかけること。
- ・各都道府県は、ステッカーなどを用いた独自の認証制度を実施又は強化すること。

【別紙1】

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要

(基本的な考え方)

- ・1/8以降、緊急事態措置として講じてきた取組を徹底する。具体的には、
 - ✓ 緊急事態措置を実施すべき区域においては、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底する。
 - ✓ 飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する(具体的には、飲食店等に対する営業時間短縮要請、外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。)。
 - ✓ 業種別ガイドライン等を遵守するよう要請する。

<施設利用関係>

施設の種類	施 設	緊急事態宣言での措置
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等(宅配・テークアウトサービスは除く。)	-20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供を要請
遊興施設	接待*を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

*ここで「接待」とは飲食店の接客従事者等によるものを意味する。

<イベント関係>

人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化(あわせて、20時までの営業時間短縮の働きかけ)

(その他留意事項)

- ・卒業式等については、人ととの間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかける。
- ・飲食につながる謝恩会及びこれに類するものは、自粛を働きかける。また卒業旅行をはじめとする不要不急の旅行も、自粛を働きかける。

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の会食の在り方 【別紙4】

『本文書は、これまでの経験を踏まえ、感染リスクが高いと考えられる場(飲み会)を想定して作成されたものである。』

換気が良く、座席間の距離も十分で、
適切な大きさのアクリル板も設置され、
混雑していない店を選択。

食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、
会話の時はマスクを着用。

人数が増えるほどリスクが高まる。できるだけ、
同居家族以外では
いつも近くにいる4人まで。

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の生活の在り方 【別紙5】

外出はすいた時間と場所を選んで。
特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えて。

卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控えて。
花見は宴会なしで。

仕事は組織トップが決意を示し、リモートワークで。

移動の自粛に向けた呼びかけについて

令和3年4月19日
国土交通省

新型インフルエンザ等特別措置法（以下、「法」という）に基づく基本的対処方針では、移動の自粛について以下のとおり規定されている。

- (1) 緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県について
- ・緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける。
 - ・法第24条第9項に基づき、日中も含めた不要不急の外出の自粛について協力の要請を行うこと。その後、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。

- (2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域である都道府県について
- ・法第24条第9項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（中略）について、住民に対して協力の要請を行うこと。その際、変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は、極力控えるように促すこと。

当該規定を踏まえ、国土交通省対策本部において、大臣から対象都道府県において移動自粛の呼びかけを実施するよう指示がなされたところ、次のとおり対応するものとする。

※対象都道府県

- (1) 栃木県、岐阜県、福岡県
- (2) 宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方【別紙6】

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【人数】1グループは同居家族以外ではいつも近くにいる4人までとする。

III. 【間隔確保】①同一グループ内の人ととの間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

IV. 【大声】店内で会話の声が大きくならないようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

V. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人、感染や濃厚接触の可能性のある人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

呼びかけを行う対象施設

- ・空港ターミナル
- ・鉄道駅（新幹線及び在来線の主要駅）
- ・バスターミナル（高速バス、空港アクセスバス）
- ・フェリー・旅客船ターミナル
- ・SA・PA、道の駅

呼びかけ内容

（緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県における呼びかけ内容）

国土交通省から、新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いです。不要不急の外出・移動については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、控えていただきますよう、お願ひいたします。特に、発熱などの症状がある方については、御注意いただきますよう、お願ひいたします。

（まん延防止等重点措置を実施すべき区域である都道府県における呼びかけ内容）

国土交通省から、新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いです。現在、まん延防止等重点措置が実施されております。不要不急の外出・移動については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、控えていただきますよう、お願ひいたします。特に、発熱などの症状がある方については、御注意いただきますよう、お願ひいたします。

※緊急事態宣言解除後にまん延防止等重点措置が適用された地域においては、まん延防止等重点措置地域を対象とした呼びかけを実施することとする。

第23回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和3年4月16日

大臣指示

○ 本日、政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、新たに埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県の4県について、「まん延防止等重点措置」を実施することが決定されました。実施期間は、4月20日から5月11日までです。

○ 措置の内容は、基本的に既に「まん延防止等重点措置」の実施が指定されている1都2府3県と同様ですが、新たに指定される4県を含む10都府県（重点措置区域である都府県）においては引き続き変異株の脅威が高まっていること、大型連休を控え人の動きが活発になることが想定されること等を踏まえ、改めて私から以下の点について指示致します。

- ・ 重点措置区域である都府県においては、不要不急の外出、他の都道府県との往来の自粛を徹底していく必要があることから、交通機関の利用者等への呼びかけを行うこと
- ・ 感染の急拡大に備え、軽症者用のホテルを最大限確保する必要があることから、必要な協力をすること
- ・ 歓送迎会等の自粛の徹底を含め、3月18日付で指示した各種の取組について、当面、その実施を継続し、感染拡大の防止に万全を期すこと
- ・ 大型連休の期間中においては、年次休暇の積極的な取得や引き

続いてのテレワーク等の実施の徹底等を図ることにより、職員の
職場への出勤回避に努めること

- 引き続き、職員一人一人が、国家公務員としての高い自覚と緊張感をもって業務に励むとともに、感染予防対策や体調管理を徹底してください。
- 私からは以上です。